# 令和3年度税制改正大綱発表される

令和2年はコロナ禍に始まり、終息の目処も立たないまま年を越すことになりました。改 めて皆さまにはお見舞い申し上げます。

さて、令和3年度税制改正大綱が12月10日発表されましたが、あらかじめ報道されて いた通り、大きな変更は見られず、特に納税者に新たな負担を強いる内容も見られませんで した。コロナ禍で疲弊した企業や個人への配慮といえるでしょう。

令和3年3月で期限を迎える特例措置なども、軒並み2年間の延長となっています。

### ■ 教育資金―括贈与の特例措置の2年延長

直系卑属に対する教育資金贈与が 1,500 万円まで非課税とされる制度は令和5年3月ま で延長となりました。新聞報道などでは「一部条件を厳しくして」とのみ説明されているた め、この点で誤解を生んでいるケースがあるようです。以下、厳しくなった条件について整 理してみます。

まず、条件が厳しくなるのは、令和3年4月以後贈与される教育資金についてであり、そ れ以前に贈与された教育資金は、従来通りの取扱いとなります。

厳しくなる条件とは、贈与者が亡くなったときに「教育資金として使っていない残額」に ついて相続財産にカウントされるかどうかに関する点だけであって、その他の条件につい ての変更はありません。「使われていない残額」が相続財産としてカウントされる変更点は 次の通りです。

- ①贈与者が死亡した時点で「使っていない残額のすべて」が相続財産に加算されます。 (従来は死亡の日前3年以内の贈与額のみが加算でした)
- ②受贈者が孫、ひ孫など相続人以外の場合、使われていない残額は「2割加算」されます。 (従来は死亡の日前3年以内の贈与についてのみ加算で、2割加算がありませんでした) なお、「使われていない残額」が相続財産に加算される措置は、受贈者が次のいずれかに 該当する場合には適用されません。
- ①23 歳未満である場合、②学校等に在学している場合、③教育訓練給付金の支給対象と なる教育訓練を受講している場合。

このように見てきますと、「条件が厳しくなった」と言っても、贈与者が亡くなった時点 で、23 歳以上であり学校にも在学しておらず、その人がまだ贈与資金を使っていない残額 についてのみ相続財産に加算されるだけであって、実質的な厳しい変更とは言えないと思 います。ただし、ご病気などで急いで相続税対策をとらなければならないケースで、お孫さ んの年齢が比較的高い場合には、使いづらい制度になってしまいました。

変更についてご心配な方は、時間的な余裕は十分にありますので、令和3年3月末までの 贈与をご検討されることをお勧めします。

## 税理土法人 福岡中央会計 事務所通信 第216号 令和2年 12月号

#### ■ 退職金課税の一部変更

退職金にかかる所得税については、勤続年数に応じた退職所得控除を引いた残額に対して2分の1を乗じた額に分離課税を行なっているため、一般的な所得税に比べて優遇されています。これは退職後の生活を保障するための当然の措置です。

ところが平成 24年改正でこの聖域に変更が加えられました。勤続年数 5年以下の法人役員に対する退職金には、2分の 1にする計算が認められなくなったのです。

そして令和3年度改正では、役員に限らず勤続5年以下のすべての従業員に対する退職金課税の2分の1計算を認めないという変更を行いました。ただし退職金の額が300万円を超える部分についてのみ改正が適用されます。

退職金課税が当局によって度々変更されて不安定であるのは、労働者の不利益になるばかりではありません。たとえば個人事業の所得税累進税率が非常にきついため、利益が上がっているならば「法人成り」を考えます。個人所得と法人所得の税率差があるため、多少法人に利益が上がっても、トータルで見た税負担は少なくて済むからです。その法人を次世代に引き継ぐのではなく、自分の世代でクローズさせたい場合には、退職金で内部留保分を払い出せば、ここでも税負担を軽減できます。法人成りメリットはここまで視野に入れて試算するのです。

かりに「勤続年数5年」といった基準以外のもので2分の1計算が認められなくなる恐れがあるのだとすると、法人成りメリットの試算が難しくなってしまいます。

今回の改正じたいは大きな影響をもたらすものではありませんが、退職金課税の優遇が 少しずつでも侵食される恐れがあることを、知らしめるものだと思いました。

#### ■ 所得拡大税制の拡充・延長など

中小企業の従業員に対する給与引き上げに対して税額控除を認める所得拡大税制は、要件が一層緩和されて使いやすくなりました。これまでは2期継続して雇用している従業員の給与を前期と比較して、一定程度上回っている場合に優遇措置が受けられる制度でしたが、令和3年4月以降に開始される事業年度分に関しては「継続雇用」要件がはずされます。つまり、雇用している全ての従業員の給与額を前期と比較して、一定程度上回っている場合に優遇措置が受けられることになりました。申告の時に計算が簡単になりますし、新入社員の給与も加えて比較ができますので、雇用に前向きな企業にとって朗報と言えます。

そのほか中小企業設備投資促進税制の対象設備が加えられたうえ、期限が2年間延長となるなど、おおむね中小企業に優しい改正になっています。

#### ■ 電子帳簿等保存制度の見直し

地味な話題ですが、今回の改正のなかで最も重要なポイントかもしれません。電子帳簿の 保存制度について、令和4年から事前の承認制度を廃止し、電子保存の要件も緩和されます。 1年後開始をめどに検討されてはいかがでしょうか。 (所長 瀬戸 英晴)

變 福岡中央会計